

横浜市一時保育事業助成要綱

制 定 平成20年 3月27日こ保運第2660号（副市長決裁）
最近改正 令和 4年 3月31日こ保運第2028号（局長決裁）

第一章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市一時保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される一時保育事業（以下「事業」という。）の実施に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、実施要綱第9条による届出を行っている保育所等（以下「実施施設」という。）を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

第二章 保育所等に対する助成

（基本助成）

第3条 横浜市長（以下「市長」という。）は、実施施設に対し、事業の実施に係る基本的な経費の助成として、事業の実施時間及び毎月の延べ利用児童数に応じて、別表1に掲げるとおり助成する。

（利用児童加算助成）

第4条 市長は、実施要綱に定める従事職員の適正な配置を確保するため、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳に応じて、別表2に掲げるとおり助成する。

2 前項の助成は、実施要綱に定める利用料金の上限額を超える利用料金を設定している実施施設は助成対象外とする。

3 実施要綱第7条第4項に規定する夜間一時保育を実施した場合は、別表3に掲げるとおり助成する。

（障害児等受入加算助成）

第5条 市長は、児童の処遇向上を図るため、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号又は第2号に規定する児童の利用があった場合、別表4に掲げるとおり助成する。

（多胎児受入加算助成）

第6条 市長は、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、別表5のとおり助成する。

（被保護世帯・市民税非課税世帯等減免分助成）

第7条 市長は、実施要綱第21条第1号に規定する利用料の減免があった場合、別表6に

掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(ひとり親世帯等減免分助成)

第7条の2 市長は、実施要綱第21条第2号に規定する利用料の減免があった場合、別表6に掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児減免分助成)

第7条の3 市長は、実施要綱第21条第3号に規定する利用料の減免があった場合、別表6に掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(家庭的保育事業利用中児童減免分助成)

第7条の4 市長は、実施要綱第21条第4号に規定する利用料の減免があった場合、別表7に掲げる額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合における減免分助成)

第7条の5 市長は、実施要綱第21条第5号に規定する利用料の減免があった場合、別表6に掲げる額を上限とした利用料に加え、給食・おやつ代の実費徴収分について、実施施設が実際に減免した額を助成する。

(助成金の報告と請求)

第8条 事業実施者は、第3条から第7条の5の助成について、横浜市一時保育事業助成金状況報告書兼請求書(第1号様式)により、事業を実施した月の翌月7日までに、市長に報告及び請求する。また、実施要綱第4条の家庭的保育事業利用中児童の減免に該当する児童が緊急保育を利用した場合は、利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書(実施要綱第5号様式)の原本をあわせて提出するものとする。

2 市長は、前1項の請求について、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(差額の報告と請求)

第9条 基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合には、横浜市一時保育事業助成金差額内訳報告書(第2号様式)により、第8条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告し、横浜市一時保育事業助成金差額(追加)請求書(第6号様式)により、市長に請求する。

(助成金の経理)

第10条 事業実施者は、本要綱に基づく助成金を受領したときは、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日 厚生省社援第310号通知)に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済

みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

(利用状況報告等)

第 12 条 事業実施者は、毎月 7 日までに、横浜市一時保育事業利用状況報告書（第 3 号様式）により、前月の利用状況を市長に報告しなければならない。

(障害児等受入加算助成の加算区分の申請)

第 13 条 事業実施者は、第 5 条に規定する児童の利用があった場合は、横浜市一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 4 号様式）に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する児童状況書（同要綱第 1 号様式）及び児童状況確認書（同要綱第 2 号様式若しくは第 2 号様式の 2）並びに横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号ア、イ及びウに規定された児童については各手帳の写しを添付して、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請すること。

2 当該児童が翌年度も引き続き事業を利用する場合は、新年度に改めて適用を申請すること。

(障害児等受入加算助成の助成区分の決定)

第 14 条 福祉保健センター長は、前条の申請を受けたときは、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 8 条第 1 項の規定に準じて、別表 4 に掲げる障害児等受入加算費の区分を決定する。

2 福祉保健センター長は、前項の決定をしたときは、横浜市一時保育事業障害児等受入加算助成適用決定通知書（第 5 号様式）により、事業実施者に通知する。

3 障害児等受入加算助成の支給開始日は、福祉保健センター長が決定する。ただし、利用日の属する年度に限ることとする。

(関係書類の保存)

第 15 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(助成条件)

第 16 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

第三章 小規模保育事業の余裕活用型に対する助成

(余裕活用型助成)

第 17 条 市長は、事業を実施する小規模保育事業（以下「余裕活用型実施施設」という）に対し、事業の実施に係る経費の助成として、毎月の延べ利用児童数に応じて、別表 8 に掲げるとおり助成する。

2 前項の助成は、実施要綱に定める利用料金の上限額を超える利用料金を設定している実施施設は助成対象外とする。

(助成金の請求)

第 18 条 事業実施者は、余裕活用型助成について、横浜市一時保育事業余裕活用型助成金状況報告書兼請求書（第 8 号様式）により、事業を実施した月の翌月 7 日までに、市長に請求する。

2 市長は、前 1 項の請求について、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

(助成金の状況報告等)

第 19 条 事業実施者は、事業を実施した月の翌月 7 日までに、横浜市一時保育事業余裕活用型助成金状況報告書兼請求書（第 8 号様式）により、市長に報告しなければならない。また、実施要綱第 4 条の家庭的保育事業利用中児童の減免に該当する児童が緊急保育を利用した場合は、利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書（実施要綱第 5 号様式）の原本をあわせて提出するものとする。

(差額の報告と請求)

第 20 条 被保護世帯・市民税非課税世帯等減免分助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合には、横浜市一時保育事業余裕活用型助成金差額内訳報告書（第 9 号様式）により、第 19 条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告し、横浜市一時保育事業余裕活用型助成金差額（追加）請求書（第 10 号様式）により、市長に請求する。

(利用状況報告等)

第 21 条 事業実施者は、毎月 7 日までに、横浜市一時保育事業余裕活用型利用状況報告書（第 11 号様式）により、前月の利用状況を市長に報告しなければならない。

(準用)

第 22 条 第 6 条から第 7 条の 5、第 10 条、第 11 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、小規模保育事業に対する助成について準用する。この場合において、第 7 条から第 7 条の 5 中「実施施設」とあるのは「余裕活用型実施施設」とする。

附 則

(施行)

第1条 本要綱は平成20年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市一時保育事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 本要綱及び別に定める横浜市一時保育事業実施要綱の施行に伴い、横浜市一時保育事業補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市一時保育事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行の日以後の一時保育の利用から適用する。

(経過措置)

この要綱の適用日前の一時保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第2条における小規模保育事業に関する規定、及び第20条から第26条までについては、平成27年5月1日から適用する。

2 前項ただし書きに関わらず、平成27年4月1日をもって横浜保育室事業から小規模保育事業へと移行し実施する余裕活用型については、施行の日から適用する。

(経過措置)

3 本要綱の適用日前の一時保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお従前の例による。

4 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

5 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続きその他の行為は、この要綱による施

行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

3 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、決裁日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛要請期間の延べ利用児童数について)

2 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市からの登園自粛要請により、利用者の減少した事業実施者のための支援として、第 3 条及び第 4 条並びに第 18 条に掲げる延べ利用児童数の算定方法は、次のとおり取り扱う。

(1) 令和元年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数と、令和 2 年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数を、各月毎に比較し、多い年度の月の延べ利用児童数を、令和 2 年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数とみなす。

(2) 令和元年 7 月以降に実施要綱第 9 条に基づき事業を開始した事業実施者及び令和元年 4 月から 6 月に実施要綱第 11 条に基づき休止していた事業実施者については、令和 2 年 4 月に利用が見込まれた延べ利用児童数を令和 2 年 4 月の延べ利用児童数とみなし、令和 2 年 5 月及び 6 月の延べ利用児童数についても同様に利用が見込まれた延べ利用児童数とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

(経過措置)

2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業助成要綱の規定により作成された様式

は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

基本助成の額は、月の延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。
 なお、事業の実施時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

月の延べ利用児童数	区分	助成額（月額）		保育士配置
		8時間実施施設	11時間実施施設	
4～20人	A区分	61,970円	89,100円	事業を担当する 保育士を1名以上 配置。
21～60人	B区分	99,160円	142,560円	
61～120人	C区分	123,940円	178,200円	
121～180人	D区分	185,910円	267,300円	
181～240人	E区分	247,880円	356,400円	
241～300人	F区分	309,850円	445,500円	
301～360人	G区分	371,820円	534,600円	
361人以上	H区分	433,790円	623,700円	

8時間実施施設：事業実施時間が8時間以内の保育所等
 11時間実施施設：事業実施時間が8時間を超える保育所等

別表 2

利用児童加算助成の額は、一月ごとの年齢別延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の実施時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

年齢区分	補助額（延べ利用1人あたり）	
	8時間実施施設	11時間実施施設
3歳未満児	1,830円	3,640円
3歳以上児	870円	1,780円

別表 3

夜間一時保育における利用児童加算助成の額は、一月ごとの年齢別延べ利用児童数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

年齢区分	補助額（延べ利用1人あたり）
3歳未満児	4,160円
3歳以上児	2,100円

別表 4

障害児等受入加算助成の額は、要支援の程度により、次の各区分に掲げる額とする。

区分	配置	児童 1 人あたり (日額)
A 区分	1 : 1 相当	9,180 円
B 区分	2 : 1 相当	6,700 円
C 区分	3 : 1 相当	4,350 円

別表 5

事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児受入加算の額は、次に掲げる額とする。

児童 1 人あたり (日額)
1,200 円

別表 6

被保護世帯・市民税非課税世帯等、ひとり親世帯等、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児及びやむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合の利用料減免分助成額は、次の各区分に掲げる額とする。

全日分	3 歳未満児	2,400 円	(1 日・1 人あたり)
	3 歳以上児	1,300 円	(1 日・1 人あたり)
時間分	3 歳未満児	300 円	(1 時間・1 人あたり)
	3 歳以上児	160 円	(1 時間・1 人あたり)

《参考》対象であることを証明する書類の例

保護証明書、保護(開始)決定通知書、生活保護費支給証、
市民税・県民税(非)課税証明書、市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)、
児童扶養手当証書、福祉医療証、母子手帳、住民票など

別表 7

家庭的保育事業利用中児童の利用料減免分助成の額は、次の各区分に掲げる額とする。

全日分	3 歳未満児	2,400 円	(1 日・1 人あたり)
時間分		300 円	(1 時間・1 人あたり)

《参考》対象であることを証明する書類

利用・休業証明書(実施要綱第 6 号様式)

別表 8

余裕活用型助成の額は、一月ごとの延べ利用児童数に応じて、次に掲げる額とする。

児童 1 人あたり (日額)
2,400 円